

落札者決定基準

1 総則

本落札者決定基準は、長崎県病院企業団（以下「企業団」という。）が、「長崎県病院企業団離島等医療連携ヘリ運航業務委託」を実施する者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたり、別に示す技術提案書作成要領と一体をなすものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、入札参加者が行う提案について、具体的な指針を与えることを目的とするものである。

2 審査の基本的な考え方

企業団は、「長崎県病院企業団離島等医療連携ヘリ運航業務委託」について、別に定める仕様書に記載している要件を求めるものであり、業務の目的を効果的に達成することができるかなどを総合的に評価して選定することが必要と考えている。

したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格及び仕様書に記載する事項との適合性、業務の遂行能力等の各面から総合的に評価し落札者を決定する。

3 審査委員会の設置

企業団は、落札者の決定にあたり、「長崎県病院企業団離島等医療連携ヘリ運航業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の審査結果に基づき、技術評価点を決定する。審査委員会は、技術提案書の内容について、入札参加者に質問を求めることがある。

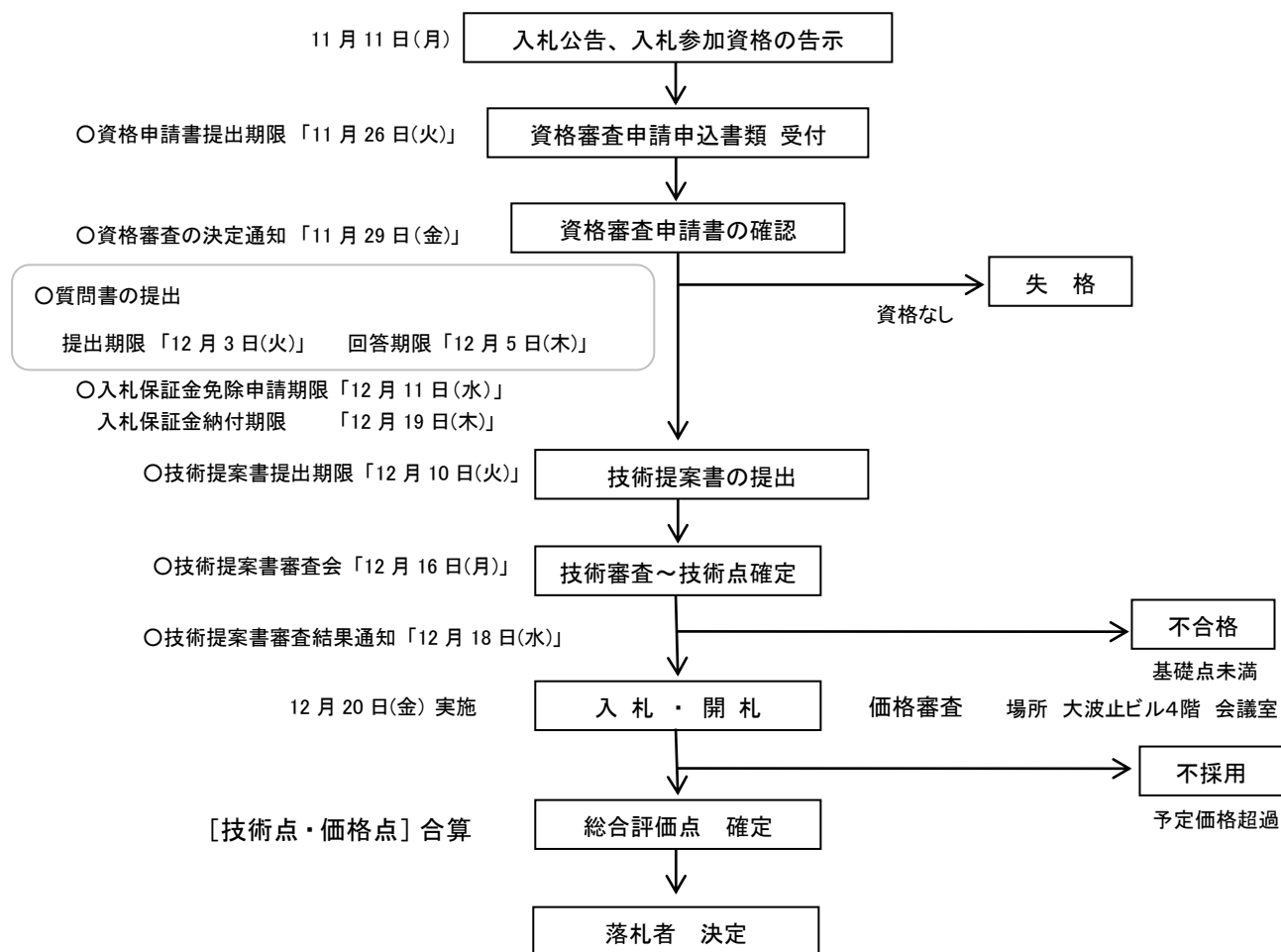
なお、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し落札者選定に関して自己に有利となる目的のために、接触等のはたらきかけを行った入札参加者は失格とする。

4 審査の枠組み

審査は、資格審査と技術審査から構成される。

さらに技術審査は、仕様書の要件に対する基礎点項目審査と創意工夫等に対する加算点項目審査から構成されており、技術審査の結果に基づく技術評価点と入札価格による価格評価点により総合評価点を求めて落札者を選定する。

公告から落札者決定に至るまでの審査の流れを次の図に示す。



5 入札参加資格の審査

入札参加者から提出された入札参加資格審査申請書等から、一般競争入札の実施（公告）、競争入札の参加者の資格等（告示）や入札説明書に示す入札参加資格を満たしていることを確認し、結果を入札参加者に対し通知する。

なお、入札参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

6 技術審査

入札参加者の提出した技術提案書を、以下8に定める基準に従って評価・採点し、技術評価点を確定する。なお、技術審査においては、審査委員が技術提案書の内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問をする場合がある。

7 開札及び価格審査

入札参加者が提出した入札価格について、以下8に定める算出方法に従って点数化し、価格評価点を採点する。なお、入札価格が予定価格を超過している場合には評価対象としない。

8 落札者の決定等

企業団は、以下により技術評価点及び価格評価点の合計点数により、落札者を決定する。

また、審査結果は落札者決定後、速やかに公表するとともに、審査結果について質問がある場合は、落札者公表後5日以内において、質問を受け付ける。

(1) 得点配分

技術評価点 200点

価格評価点 100点

(2) 総合評価点の計算

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

価格評価点＝価格評価点の満点（100点）×（1－入札価格×1.10／予定価格）

※算定の結果、端数がある場合は小数点以下第2位を四捨五入したものとする。

(3) 技術評価点の配点

技術評価点の合計点は200点とし、下記のとおり配点している。

① 実施主体の適格性 50点

② 業務内容及び実施方法 150点

(4) 技術評価点の算出

技術評価点は、基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については、別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、企業団が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低基準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。

① 必須項目の審査（基礎点）

過半数を超える審査員が、必須項目を満たしていないと評価している項目がある場合は、基礎点は0点とし、技術提案は不合格とする。

② 必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評 価	採 点
A	特に優れている	項目の配点×1.00
B	優れている	項目の配点×0.75
C	やや優れている	項目の配点×0.5
D	普通	項目の配点×0.25
E	最低水準程度	—

※平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

(5) 落札者の決定方法

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）第131条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、落札者と

なるべき者以外で総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札とする。総合評価点が最も高く、かつ、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。